

生物多様性保全推進交付金（生物多様性保全推進支援事業）実施要領

第1 目的

この実施要領は、生物多様性保全推進交付金（生物多様性保全推進支援事業）（以下「交付金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条の規定に基づく事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地域の自然特性に応じた、地域における生物多様性の保全再生に資する活動を促進し、もって自然共生社会づくりの推進を図ることを目的とする。

第2 事業内容

交付金の交付決定を受けた者（以下「交付事業者」という。）は地域における生物多様性の保全再生に資する事業に対する交付金（以下、「間接交付金」という。）を交付する事業（以下「交付事業」という。）を実施するものとする。

第3 交付金の交付事業

（1）交付の対象となる事業及び経費

間接交付金の交付の対象となる事業（以下「間接交付事業」という。）は、別表1のとおりとする。

（2）間接交付金の交付の申請者

間接交付金の交付を申請できる者（以下「間接交付事業者」という。）は別表2のとおりとする。

（3）交付額の算定方法

間接交付金の交付額は、総事業費から寄付金その他の収入額を差し引いた額、別表3の第2欄に掲げる間接交付経費の支出予定額及び第3欄に掲げる基準額を比較して最も少ない額に第4欄に掲げる交付率を乗じて算出した額とするものとする。

ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（4）交付事業の実施体制等

交付事業者は、交付事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 間接交付金交付先の採否に関する審査基準の作成等

イ 間接交付金の交付（交付申請書の審査から間接交付金の支払までを含む。）

- ウ 間接交付事業者の指導監督
- エ 間接交付事業に対する問合せ等への対応
- オ 上記に関する付帯業務

(5) 交付規程の内容

- ① 交付要綱第20条の間接交付金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第19条、第21条から第23条、第28条及び第29条に準じた事項その他必要な事項を記載するものとする。
- ② 間接交付金の交付手続等について、交付要綱第26条による電磁的方法による場合は、交付規程に必要な事項を定めなければならない。

(6) 間接交付金交付先の採択等

- ① 交付事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接交付金交付先の採択を行うため、採否に関する審査基準（案）を作成し、環境省と協議の上、決定するものとする。なお、審査基準（案）の作成に当たっては、別表5に掲げる事項を加点要素に加えるものとする。
- ② 交付事業者は、自然環境局長と協議の上、間接交付金交付先の採択を行う。

(7) 間接交付事業の着手

間接交付事業者は、原則として、交付金交付決定に基づき、間接交付事業に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じて間接交付事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業着手をしようとするときは、速やかにその旨及びその理由を具体的に明記した生物多様性保全推進交付金交付決定前着手届を交付事業者に提出するものとする。

(8) 間接交付事業の表示

交付事業者は、間接交付事業により整備された設備及び機械器具には、事業の趣旨を考慮しつつ環境省の間接交付事業である旨を明示するよう、間接交付事業者に指示しなければならない。

(9) 間接交付事業の指導監督

- ① 交付事業者は、間接交付事業の実施状況を把握し、間接交付事業者に対して間接交付事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に環境大臣（以下「大臣」という。）に報告するものとする。
- ② 交付事業者は、間接交付事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接交付事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(10) 間接交付事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接交付事業者から間接交

付金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、交付事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(11) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の交付事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

第4 指導監督

大臣は、交付事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、交付事業者による交付事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

第5 その他

交付事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、令和7年2月10日から施行する。

別表1 間接交付事業の内容

間接交付事業	間接交付事業の内容
(1) 生物多様性増進活動基盤整備 ① 増進活動実施計画等の作成に関する取組 ② 地域生物多様性増進活動支援センターの設置・運営に関する取組	① 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（以下「地域生物多様性増進法」という。）に基づく増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成等の取組 ② 地域生物多様性増進法に基づく地域生物多様性増進活動支援センターの設置又は運営に係る体制の構築並びに同センターが実施する、地域・民間に対する連携のあっせん（企業と地域・NPO 法人等とのマッチングを含む。）、専門家の紹介等の取組
(2) 生物多様性増進活動実施強化	地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の計画区域又は「自然共生サイト」認定実施要領（令和5年3月27日環自計発第2303272号）第2条に基づく自然共生サイト（以下「自然共生サイト」という。）における管理手法の改善や横展開も見据えた生物調査等の活動内容の向上のための取組
(3) 重要生物多様性保護地域等保全再生	以下の区域における生物の生息環境の保全再生のための事業 ・自然公園法に基づく国立公園又は国定公園 ・自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域又は自然環境保全地域 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく国指定鳥獣保護区 ・自然再生推進法に基づく自然再生事業実施計画区域 ・特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）に基づくラムサール条約湿地 ・世界遺産条約に基づく世界自然遺産 ・ユネスコ人間と生物圏（MAB）計画に基づくユネスコエコパーク ・自然共生サイト（令和6年度までに採択された事業に限る）
(4) 国内希少野生動植物種生息域外保全	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種について、動植物園等が実施する種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組
(5) 国内希少野生動植物種生息域内保全	種の保存法に基づく国内希少野生動植物種について、地方公共団体や特定非営利活動法人、民間事業者等が主体的に実施する生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査、保全計画策定等の生息域内保全のための取組
(6) 里山未来拠点形成支援	重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、自然共生サイト、増進活動実施計画の計画区域等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動

別表2 間接交付事業者

間接交付事業	間接交付事業者
(1) 生物多様性増進活動基盤整備 ① 増進活動実施計画等の作成に関する取組 ② 地域生物多様性増進活動支援センターの設置・運営に関する取組	① 地方公共団体、民間事業者（法人に限る）、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人若しくは地方独立行政法人又は法人格を有しない団体であって自然環境局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。） （地方公共団体以外の者が間接交付事業者である場合は、地方環境事務所長若しくは自然環境事務所長が事前に適切な活動であるとして確認したものに限る。） ② 地域生物多様性増進法に基づく地域生物多様性増進活動支援センターの設置者又は管理者、同センターの設置を予定している地方公共団体
(2) 生物多様性増進活動実施強化	地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の活動主体及びこれに類する者
(3) 重要生物多様性保護地域等保全再生	地域生物多様性協議会 ^{※1} （地方公共団体等 ^{※2} とその他の主体で構成された団体）
(4) 国内希少野生動植物種生息域外保全	動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設（野生動植物の生きている個体の販売若しくは貸出し又は飲食物の提供を主たる目的とするものを除く。）の設置者又は管理者 ^{※3}
(5) 国内希少野生動植物種生息域内保全	地方公共団体、民間事業者（法人に限る）、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人若しくは地方独立行政法人又は法人格を有しない団体であって自然環境局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。） （地方公共団体以外の者が間接交付事業者である場合は、地方環境事務所長若しくは自然環境事務所長が事前に適切な活動であるとして確認したものに限る。）
(6) 里山未来拠点形成支援	里山未来拠点協議会 ^{※4} （地方公共団体等 ^{※2} とその他の主体で構成された団体）

※1 地域生物多様性協議会（以下「地域協議会」という。）については、アからウの要件をすべて満たしていること。なお、応募申請の時点において地域協議会が未設立である場合は、交付申請までにアからウの要件をすべて満たす地域協議会を設立することを条件に、当該協議会の事務局を担う予定の地方公共団体等が代理して応募申請を行ってよいものとする。

ア 組織構成

原則として、2以上の主体から構成されるものとし、会員に活動等を実施する地域の地方公共団体等が含まれていること。ただし、国の機関は地域協議会の会員に含まれないものとする。

イ 地方公共団体等の関与

地方公共団体等が地域協議会の事務局の一部を構成していること及び地方公共団体等の職

員1名以上が当該協議会の会計処理において責任のある立場にあること。

なお、交付事業者による交付決定の取消しにより、間接交付金の全部又は一部について地域協議会が返還を求められた場合には、当該地方公共団体等もその返還の責任を負うものとする。

ウ 規程等の整備

地域協議会の意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法及び責任者、公印等の管理及び使用方法並びに責任者、内部監査の方法等が、地域協議会の設置規約及び会計処理規程等において適切に定められていること。

※2 地方公共団体（都道府県、市町村及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条に規定する特別区をいう。）又はその他の団体であつて、それに代わる者として自然環境局長が承認した者とする。なお、上記団体の承認は、当該団体等の定款又は規約、財務状況、活動状況等に基づき審査を行った上で行うものとする。

※3 設置又は管理運営を行う地方公共団体、民間事業者（法人に限る）、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人又は地方独立行政法人とする。

※4 里山未来拠点協議会（以下「里山協議会」という。）については、アからウの要件をすべて満たしていること。なお、応募申請の時点において里山協議会が未設立である場合は、交付申請までにアからウの要件をすべて満たす里山協議会を設立することを条件に、当該協議会の事務局を担う予定の地方公共団体等が代理して応募申請を行ってよいものとする。

ア 組織構成

原則として、2以上の主体から構成されるものとし、会員に活動等を実施する地域の地方公共団体を含み、国立大学法人、公立大学法人、学校法人又は生物科学の学会員等の生物学に知見のある団体・有識者から継続的に助言を得られる体制を有していること。ただし、国の機関は里山協議会の会員に含まれないものとする。

イ 地方公共団体等の関与

地方公共団体等が里山協議会の事務局の一部を構成していること及び地方公共団体等の職員1名以上が当該協議会の会計処理において責任のある立場にあること。

なお、交付事業者による交付決定の取消しにより、間接交付金の全部又は一部について里山協議会が返還を求められた場合には、地方公共団体等もその返還の責任を負うものとする。

ウ 規約等の整備

里山協議会としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法及び責任者、公印の管理及び使用方法並びに責任者、内部監査の方法等について、里山協議会の運営に係る規約等が定められていること。

別表 3 間接交付経費及び交付率

1 間接交付事業	2 間接交付経費	3 基準額	4 交付率
(1) 生物多様性増進活動基盤整備 ① 増進活動実施計画等の作成に関する取組 ② 地域生物多様性増進活動支援センターの設置・運営に関する取組	間接交付事業を行うために必要な諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金等、雑役務費、資材購入費、無償労務費、その他（間接交付経費の内容については、別表 4 に定めるものとする。）	大臣が承認した額	1 / 2 以内
(2) 生物多様性増進活動実施強化			定額（1 件あたり 150 万円を上限とする） ※ 地域生物多様性増進法に基づく生物多様性維持協定を締結している場合は 250 万円を上限とする
(3) 重要生物多様性保護地域等保全再生			1 / 2 以内
(4) 国内希少野生動植物種生息域外保全	間接交付事業を行うために必要な諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金等、雑役務費、資材購入費・その他（間接交付経費の内容については、別表 4 に定めるものとする。）		定額（1 種につき 200 万円を上限とする）
(5) 国内希少野生動植物種生息域内保全			定額（1 件につき 150 万円を上限とする） ※ 保全計画策定を含む場合は初年度に限り 250 万円を上限とする
(6) 里山未来拠点形成支援			1 / 2 以内 ※ 令和 6 年度までに採択された事業であって他のモデルケースになる事業に限り 3 / 4 以内とする

別表4 間接交付経費の区分と内容

経費区分	内容
1 諸謝金	講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金に要する経費をいう。
2 旅 費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、日当及び宿泊に要する経費をいう。
3 備品費	概ね単価が5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいう。
4 消耗品費	概ね単価が5万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費をいう。
5 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう。
6 通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
7 借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金の金利支払等に要する経費をいう。
8 会議費	会議、作業等の際の茶菓等の提供に要する経費をいう。
9 賃金等	日々雇用者に対する賃金のほか、地方公共団体の会計年度任用職員に支給する報酬、給与、期末手当の支払に要する費用をいう。
10 雑役務費	保険料、手数料、広告料、調査、測量の実施等、役務の対価として支払う経費をいう。
11 資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。）をいう。
12 無償労務費	事業計画に位置づけられた活動であって、満16歳以上の者の行う活動に係る無償労務の延べ時間人数に、最低賃金法に基づき定められる地域別最低賃金を乗じて得られた金額をいう。ただし、全体事業費の3割を超えないものとする。
13 その他	その他必要な経費で自然環境局長が承認した経費をいう。

別表5 審査基準案における加点要素
間接交付事業（１）～（５）

項目	間接交付事業	加点要素
1. 環境省主要 施策との関連	(１)～(５)	① 間接交付事業の実施地域に係る地方公共団体が、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略、地域生物多様性増進法に基づく連携増進活動実施計画又は地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（以下「地域自然資産法」という。）に基づく地域計画を策定しており、これらの計画に基づいた活動が実施されること。
	(１)～(５)	② 間接交付事業の実施地域において地域生物多様性増進法に基づく地域生物多様性増進活動支援センターが設置されており、当該センターの支援による多様な主体の連携が図られていること。
	(１)～(５)	③ 間接交付事業の実施地域において自然再生推進法に基づく自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画が策定されており、関連した活動が実施されていること。
	(４)	④ 種の保存法に基づく認定を受けた動植物園等が事業実施者であること。
	(４)(５)	⑤ 種の保存法に基づく確認又は認定を受けた保護増殖事業として実施する活動であること。
	(４)(５)	⑥ 環境省や地方公共団体との協定など、公的な位置づけのある活動であること。
	(５)	⑦ 種の保存法に基づく生息地等保護区(条例による類似の制度を含む)における活動が含まれていること。
	(４)以外全て	⑧ 第6次環境基本計画に位置づけられたグリーンインフラ ^{※1} やEco-DRR ^{※2} の考えに基づいた取組が行われ、その取組状況や多様な効果を広く普及する活動が含まれていること。
	(１)～(５)	⑨ その他の生物多様性の保全に関する法律に基づく計画等 ^{※3} に基づいた活動であること。
	(１)～(５)	⑩ 申請者又は申請協議会事務局が、「生物多様性のための30by30アライアンス」の参加者であること。
	(３)～(５)	⑪ 地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画に認定されている又は申請を予定している区域の管理に資する活動であること。
	(１)～(３)	⑫ 間接交付事業の実施にあたり、CO2 排出係数の低い電力、CO2 排出量の少ない車両や機器、バイオマス燃料の使用他、CO2 排出量の削減に資する取組が実施されること。

<u>2. 実施の確 実性及び活動 の効果</u>	(1) ~ (5)	① 活動対象地域の現状や問題点を具体的かつ十分に把握していること。
		② 活動の生物多様性保全上の目的が明確であり、当該目的に対して適切な評価指標が設定され、その数値目標が適切に設定されていること。
		③ 活動の目的及び上記で設定した目標を達成する手段が明確になっていること。
		④ 事業費が活動内容及び期待される効果等に照らして、適切であること。
<u>3. 活動の広範 性</u>	(1) ~ (5)	① 取組内容に先進性、モデル性が認められ、その成果が全国的に波及することが期待されること。
	(5)	② 複数の国内希少野生動植物種を対象とした活動であること。
<u>4. 活動の継続 性及び発展性</u>	(1) ~ (5)	① 間接交付事業終了後においても、活動実施体制の維持や一定の予算措置が予定されているなど、活動の継続性が高いと見込まれること。
		② 地域に根ざした団体であること、又は地域の団体や個人から継続的に協力を得られる見込みがあること。
<u>5. 活動の必要 性</u>	(1) (2) (5)	① 生物多様性保全上重要な地域（重要里地里山 ^{※4} 、重要湿地 ^{※5} 、重要海域 ^{※6} 、特定植物群落 ^{※7} 等）、自然共生サイト、増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の計画区域における活動が含まれていること。
	(4)	② 国内希少野生動植物種の生息域内保全への貢献に関する具体的な内容が含まれていること。
	(4) (5)	③ 保全対策の緊急性や対策の実施状況を鑑み、特に保全を進めることが望ましい国内希少野生動植物種であること。

間接交付事業（６）

項目	加点要素
<u>１．生物多様性の保全への貢献</u>	① 事業による保全の対象となる生物の生息・生育環境に関する基礎情報が得られること。 ② 事業内容が、国および都道府県のレッドリスト・レッドデータブックに記載された動植物種等の地域の生物多様性保全上重要な種の保全に貢献すること。
<u>２．地域の社会・経済解決貢献</u>	① 事業対象地域の社会的経済的な現状や問題点を十分に把握しており、その課題の解決に資する事業内容となっていること。 ② 活動の目的を達成する手段が明確であり、事業対象地域の自然資源を持続的に活用することにつながるものであること。
<u>３．環境省主要施策との関係</u>	① 全国的にモデルとなるようなものであること。 ② 活動内容が 2050 年二酸化炭素実質排出ゼロに貢献すること。 ③ 地方公共団体が、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略、地域生物多様性増進法に基づく連携増進活動実施計画及び又は地域自然資産法に基づく地域計画を策定しており、これらの計画の実施に貢献する活動であること。 ④ 事業対象地域を有する地方公共団体に地域生物多様性増進法に基づく地域生物多様性増進活動支援センターが設置されており、当該センターによる多様な主体の連携が図られること。 ⑤ 自然再生推進法に基づく全体構想及び事業実施計画が策定されており、計画の実施に貢献する活動であること。 ⑥ その他の生物多様性の保全に関する法律に基づく計画等^{※3}に基づいた活動であること。 ⑦ 協議会又は事務局が、「生物多様性のための 30by30 アライアンス」の参加者であること。 ⑧ 地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画に認定されている又は申請を予定している区域の管理に資する活動であること。 ⑨ 第 6 次環境基本計画に位置づけられたグリーンインフラ^{※1}や Eco-DRR^{※2}の考えに基づいた取組が行われ、その取組状況や多様な効果を広く普及する活動が含まれていること。
<u>４．活動の広範性、継続性及び発展性</u>	① 活動内容に収益性が認められ、地域の社会経済に対する直接的又は間接的な裨益が期待されること。 ② 経費が活動内容に対して適切であること。 ③ 活動の目的に対して適切な評価指標が設定され、その数値目標が適正に設定されていること。 ④ 活動の継続について見込みを立てており、支援事業終了後も組織として活動を継続する体制があること。 ⑤ 地域に根ざした団体であること、又は地域の団体や個人から継続的に協力を得られる見込みがあること。

なお、これらの加点要素に該当する実態があったとしても、別途交付事業者が定める「生物多様性保全推進支援事業公募要領」に基づく応募申請書中にその旨の記載がなければ、該当しないものと判断する場合がある。

※1 グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制、防災・減災等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めようとする考え方や手法

※2 Eco-DRR

Ecosystem-based Disaster Risk Reduction：生態系を活用した防災・減災

※3 その他の生物多様性の保全に関する法律に基づく計画等は以下のとおり

法律	計画等
自然公園法	生態系維持回復事業計画（第 38 条）（国定公園のみ） 生態系維持回復事業実施計画（第 39、41 条）（法に基づく確認・認定の対象となるもの、施行規則第 15 条の 6、9） 風景地保護協定（第 43、45 条）
自然環境保全法	生態系維持回復事業実施計画（第 30 条の 3 関連）（法に基づく確認・認定の対象となるもの、施行規則第 30 条の 4）
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	保護増殖事業計画（第 45 条）

※4 重要里地里山

環境省が選定した「生物多様性保全上重要な里地里山」のことであり、箇所等については下記から確認できる

<https://www.env.go.jp/nature/satoyama/jyuuyousatoyama.html>

※5 重要湿地

環境省が選定した「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」のことであり、箇所等については下記から確認できる

http://www.env.go.jp/nature/important_wetland/index.html

※6 重要海域

環境省が選定した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」のことであり、箇所等については下記から確認できる

<http://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/kaiiki/index.html>

※7 特定植物群落

環境省の自然環境保全基礎調査により選定された、学術上重要な群落や保護を要する群落のことであり、箇所等については下記から確認できる

<http://gis.biodic.go.jp/webgis/>